

定 款

(令和4年6月28日改正)

横浜市神奈川区宝町2番地

日産自動車株式会社

日産自動車株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日産自動車株式会社と称し、英文では、NISSAN MOTOR CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の品目及びその部品並びに関連資材の開発、製造、売買、賃貸借及び修理
 - (1) 自動車、産業車両及びその他の輸送用機器
 - (2) 内燃機関及びその他動力機械器具
 - (3) 船舶及び船用機関
 - (4) 工作機械、プレス機械、鋳鍛造機械、組立機械設備、型治工具及び測定機器
 - (5) 各種燃料、潤滑油及びその他石油製品
2. 前号の事業に関連するエンジニアリング、コンサルティング及び技術指導並びに前号各品目に関連する発明考案、デザイン、ノウハウ、技術情報等の開発、売買、供与及び仲介
3. 情報通信、情報処理、情報提供サービス並びにソフトウェア、情報通信機器及び事務用機器の開発、売買及び賃貸借
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び駐車場の経営並びに警備業
5. 土木、建築工事の設計、施工、請負及び監理
6. 電気工事業、電気通信工事業及び機械器具設置工事業
7. 金融業及び有価証券の売買
8. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、倉庫業及び旅行業
9. 教育、医療、スポーツ、遊園地、展示場、マリーナ、飲食、宿泊等の施設及びこれらに附帯する売店等の施設の取得、運営及び管理

10. スポーツクラブの運営及び管理並びにスポーツの興行
11. 労働者派遣業
12. 製版、印刷、製本及び図書、印刷物の出版並びに広告宣伝業
13. 損害保険代理業及び生命保険募集業
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条① 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は随時必要があるときに、取締役会の決議により、予め取締役会が定める取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるとき又はこれが欠けたときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表執行役の中から予め取締役会が定める者がこれに当る。当該執行役に事故あるとき又はこれが欠けたときは、予め取締役会において定めた順序により、他の執行役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容

である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条**① 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(定員及び選任方法)

- 第18条**① 当社に、6名以上の取締役をおく。但し、取締役中欠員が生じても、法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。
- ② 取締役は、株主総会においてこれを選任する。
- ③ 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条**① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会議長及び取締役会副議長)

第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会議長及び取締役会副議長を定める。

(取締役会の招集及び議長)

第21条① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。但し、当該取締役に事故あるとき又はこれが欠けたときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の2日前までにこれを発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第24条① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 指名委員会等

(選定方法)

第25条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役会の決議によりこれを選定する。

(委員会規則)

第26条 各委員会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(設置及び選任方法)

第27条① 当会社に、執行役を置く。

② 執行役は、取締役会においてこれを選任する。

(任期)

第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役)

第29条 取締役会の決議をもって、執行役の中から代表執行役を選定する。

(執行役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条① 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第34条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

第1条 第120回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条① 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。